

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）に関するターゲットと指標案（仮訳）

以下は、GFC の各ターゲットに紐づく個別指標（案）の仮訳です。本内容は、指標に関する専門家グループ第 9 回会合（OEAHGMI-9、2026 年 6 月）において示されたもの¹です。これらの指標案は、GFC の国際会議（International Conference）での採択を経て正式な指標となるため、今後の議論の進展に伴い追加・修正される可能性があります。

指標の色付けの凡例

	OEAHGMI によって IC への勧告事項として合意されたもの
	ファクトシート ² の作成及び/またはカストディアン ³ の特定を条件として、引き続き検討
	グループ内で意見の一致が得られていない

個別指標案の一覧

戦略的目的 A	ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。
ターゲット A1	2030 年までに、各国政府は、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。
A1.2	塗料中鉛をコントロールしている国の数
A1.3	国際保健規則（IHR）に基づく化学的事象に関するコア・キャパシティを達成した国の数
A1.4 B6.1	GHS を部分的または完全に実施している国の数
A1.5	産業用および消費者用化学物質を管理するための法令が整備されている国の数
A1.6	新規農薬および/または新規産業用化学物質の規制・評価スキームを有するストックホルム条約の締約国の数 ※非締約国も GFC 事務局を通じたデータ提供可能
A1.7	有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動の規制並びにそれらの環境上適正な管理に関する規定を実施するための法令を制定している国（バーゼル条約締約国）の数 ※非締約国も GFC 事務局を通じたデータ提供可能

¹ <https://www.unep.org/events/online-event/9th-meeting-open-ended-ad-hoc-group-measurability-and-indicators>

² 各指標の具体的な測定方法、評価基準、報告主体、報告手順、データの収集方法等を定めた説明書

³ 当該指標のデータ収集や、ファクトシートの作成・管理に責任を持つ担当機関

ターゲット A2	2030 年までに、政府間組織は、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラム（IOMC）のツールボックス」の更新をその基礎とする。
A2.1	IOMC ツールボックスのユーザー数および閲覧数
A2.2	効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するための政府およびステークホルダーの特定されたニーズを支援するべく、IGO（政府間機関）によって開発された新規または更新されたガイドラインの数
ターゲット A3	2030 年までに、企業は、ライフサイクル全体を通じて化学物質による有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。
D3.1	依拠度、影響、リスク、機会、並びに人の健康と環境に関して報告を行っている企業の数
D3.3	リスク分析、意思決定、方針、慣行、または情報開示に化学物質と廃棄物を含めている金融機関の数
ターゲット A4	2030 年までに、主体は化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。
A4.1	有害廃棄物およびその他の廃棄物の不法取引を防止し、不法取引を犯罪とする国内法を採択したバーゼル条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提出可能。
A4.2	各国（バーゼル条約締約国）により報告された有害廃棄物およびその他の廃棄物の不法取引のクローズドケース（解決済み事案）の数
ターゲット A5	2030 年までに、各国政府は、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止している化学物質の輸出の届出、規制、禁止に向けて取り組む。
A5.1	禁止または厳しく制限された化学物質のための輸出通知に関する情報を共有しているロッテルダム条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提供可能
A5.2	国内で禁止されている化学物質の輸出を禁止している国の数
A5.3	国内で禁止されている化学物質の輸出を禁止している国の数
ターゲット A6	2030 年までに、全ての国が、中毒の防止と対応に不可欠な能力を備えた中毒センターを利用できるようにするとともに、化学物質のリスク防止と臨床中毒学に関する研修を受けられるようにする。
A6.1	中毒センターにアクセスできる国の数
A6.2	必須の能力および研修に関する国際的に認められたガイダンスに沿って設立された中毒センターにアクセスできる国の数

ターゲット A7	2035 年までに、リスクが管理されておらず、より安全で安価な代替品が利用可能な場合において、主体は農業における有害性の高い農薬（HHP）を段階的に廃止するための効果的な措置を講じ、それらの代替への移行を促進し、利用可能にする。
A7.1	規制当局により HHP に関する FAO/WHO 農薬管理合同会議の基準を満たすと決定された農薬のリストを [GFC 事務局を含め] 一般に公開している国の数
A7.2	その国の規制当局によって HHP であると決定/特定されたものを含め、農薬に関連する [使用およびばく露] 情報を一般に公開している国の数
A7.3	その国の規制当局によって HHP であると決定された農薬の、より安全で手頃な代替品にアクセス可能にし、普及を促進している国の数
A7.4	登録または認可された生物農薬の使用および貿易
A7.5	国別の、業界ポートフォリオにおける HHP 有効成分および製剤の販売数および販売量
A7.6	HHP の段階的廃止を含む規制またはリスク削減計画を実施している国の数
A7.7	HHP の総適用毒性（TAT）
A7.8	[リスクが管理されておらず、] より安全で手頃な代替品が利用可能な場合において、その国 [の規制当局] によって HHP であると特定または決定された農薬を段階的に廃止するための行政的、法的、または規制的措置を講じた国の数
戦略的目的 B	情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。
ターゲット B1	2035 年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用可能でアクセス可能である。
B1.1	認知された化学物質情報プラットフォームから、公的にアクセス可能なデータと情報（物理化学的、有害性、ばく露データ）を有する化学物質の数
B1.2	世界的に認知された化学物質情報プラットフォームを積極的に利用している、および/またはそこに貢献している参加者の数
ターゲット B2	2030 年までに、主体は、可能な限り、バリューチェーン全体を通じて、材料や製品中の化学物質に関する信頼できる情報を利用できるようにする。
B2.1	セクター横断的な [世界的に] 調和されたデジタル製品および材料情報システムに関する措置を講じている国の数
B2.2	バリューチェーン全体にわたって材料や製品中の化学物質に関する情報を共有するための、[世界的に] 調和された標準/ツール/プラットフォーム（例：デジタル製品および材料情報システム）を使用/実装している、産業界および民間部門を含むステークホルダーの数

ターゲット B3	2035 年までに、主体は、化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。
B3.1	PRTR を有する国の数（PRTR に関するキエフ議定書の締約国、PRTR に関する OECD 基準を実施している国、または同等の基準を含む、PRTR の国際基準の実施）
B3.2	(a) 一人当たりの有害廃棄物発生量、および (b) 処理の種類別の、処理された有害廃棄物の割合
B3.3	オーフス条約またはエスカス協定の締約国の数
B3.4	材料および製品中の化学物質に関する〔世界的に〕調和されたデータを公的にアクセス可能にしている国の数
ターゲット B4	2035 年までに、主体は、有害性及びリスク評価並びに化学物質と廃棄物管理に適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行及び標準化されたツールを適用する。
B4.1	データ相互受入（MAD）システムに加盟している国の数
B4.2	化学物質検討委員会（CRC）が、リスク評価の結果として講じられたものであると立証した最終的な規制措置の数 ※ロッテルダム条約の非締約国 GFC 事務局を通じたデータ提供可能
A2.2	効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するための政府およびステークホルダーの特定されたニーズを支援するべく、IGO によって開発された新規または更新されたガイドラインの数
ターゲット B5	2030 年までに、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品及び化学物質と廃棄物のリスクを削減するベネフィットに関する教育、研修、市民啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら、開発され、実施されている。
B5.2	ジェンダー、地域、および GFC ステークホルダーの種類別に細分化された、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品、および化学物質と廃棄物のリスク低減の便益について〔GFC を通じて〕訓練を受けた人の数と多様性
B5.3	化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品、および化学物質と廃棄物のリスク低減の便益に関して開発された、GFC に関連する研修資料の数
ターゲット B6	2030 年までに、全ての政府は、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する。
B6.1 A1.4	GHS を部分的または完全に実施している国の数
ターゲット B7	2030 年までに、主体は、可能な限り、ヒト（実現可能な場合に限り、性別、年齢、地域、その他の人口動態的要因及びその他の関連する健康決定要因ごとに細分化されたもの）、その他の生物相及び環境媒体における化学物質の濃度及び潜在的ばく露源に

	関する包括的かつ利用しやすいモニタリング及び監視データと情報を生成し、利用できるようにする。
B7.1	環境中および人体中の残留性有機汚染物質（POPs）レベルおよびその経年変化に関する情報を提供している国（ストックホルム条約締約国）の数 ※非締約国も GFC 事務局を通じたデータ提供可能
B7.2	ヒトにおける化学物質のバイオモニタリングおよび/または化学物質へのばく露と健康影響の監視に関する、利用可能なデータや情報を作成・提供しているステークホルダーの数
B7.3	化学物質と廃棄物の放出および/または影響レベルに関する環境モニタリングを実施している国の数
B7.4	細分化された情報やデータを、保健関連のパートナーやステークホルダーが利用・アクセスできるようにするバイオモニタリングおよび/または監視システムを導入している国の割合 [例えば、臨床および毒性学の訓練や教育（中毒センター向けを含む）、化学物質リスクの予防／リスク管理、国および/または世界的な疾病負荷（GBD）またはその他の推計などのため（例：ワシントン大学 IHME（保健指標評価研究所）や WHO グローバル・ヘルス・オブザーバトリー等への提供）を含む]
B7.5	非意図的な中毒（すなわち汚染および化学物質）に起因する死亡率
B7.6	人の健康および環境に対する有害廃棄物およびその他の廃棄物の影響について、利用可能な統計（例：研究、報告書）をまとめているバーゼル条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提供可能。
戦略的目的 C	懸念される課題が特定され、優先順位が付けられ、対処される。
—	（指標案なし。国際会議における懸念事項の特定待ち。）
戦略的目的 D	人の健康と環境へのベネフィットが最大化され、リスクが防止され、防止が実行不可能な場合は最小化されるように、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策が存在する。
ターゲット D1	2030 年までに、企業は、化学物質のライフサイクル全体を通じて、サステナブル・ケミストリーと資源効率を推進するためのイノベーションに一貫して投資し、それを達成する。
D1.1	サステナブル・ケミストリーの推進に貢献する収益または研究開発（R&D）費の割合
D1.2	UNEP フレームワークマニュアルで定義されている、グリーン・サステナブル・ケミストリーの基本原則に沿った、年間承認特許数

ターゲット D2	2035 年までに、各国政府は、利用可能な最良の技術、グリーン調達及び循環経済アプローチなど、ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を実施する。
D2.1	利用可能な最良の技術（BAT）、グリーン調達、循環経済アプローチを含め、ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を持つ国の数
E3.3	GFC の下で認識されている活動のタクソノミー（分類）を持つ国の数
ターゲット D3	2030 年までに、金融部門を含む民間部門は、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と方針を、その金融アプローチとビジネスモデルに組み込み、国際的に認知された、又は同等の報告基準を適用する。
D3.1	依拠度、影響、リスク、機会、並びに人の健康と環境に関して報告を行っている企業の数
D3.2	回収、リサイクル、再生、埋め立て、熱処理、またはその他の処分作業に向けられた有害廃棄物の量を報告している企業の数
D3.3	リスク分析、意思決定、方針、慣行、または情報開示に化学物質と廃棄物を含めている金融機関の数
ターゲット D4	2030 年までに、関連主体は、研究・革新プログラムにおいて、消費生活用製品を含む製品や混合物中に含有される有害物質に対する持続可能な解決策と、より安全な代替物質を優先する。
D4.1	研究および革新プログラムなどを通じたものを含めて、製品またはプロセスで使用される [有害物質の、] より安全でより持続可能な代替物を特定、評価、および導入するための社内能力および正式な方法を確立している企業の数
D4.3	企業方針、報告、または規制への提出を通じて文書化された、より安全でより持続可能な代替物によって、主要な製品ラインまたは大量使用における少なくとも 1 つの優先的な [有害物質] の代替を正式に約束し、実行した企業（および、関連する場合は産業部門、または企業のクラスター）の数
D4.4	製品における、より安全でより持続可能な化学的代替物（chemical alternative）を明示的に優先する、グリーンで持続可能な調達プログラムを実施しているステークホルダーの数
D4.5	[有害物質] を回避または最小限に抑え、より安全でより持続可能な代替物を優遇するための明示的な基準を持つ、グリーンで持続可能な調達プログラムによってカバーされる調達支出

ターゲット D5	2030 年までに、各国政府は、アグロエコロジー、総合的病害虫管理、適切な場合には非化学物質代替の使用を含む、より安全で持続可能な農業慣行への支援を強化する政策とプログラムを実施する。
D5.1	アグロエコロジー、総合的病害虫管理、[および]/[または]農業における、財政的支援も含む非化学的代替への支援を増やすために実施している政策とプログラムを記述した情報を提供している政府の数
D5.2	有機農業の面積、総農地面積に占める割合、および可能な場合は農場数
D5.3	アグロエコロジー、総合的病害虫管理、および非化学的代替の使用に対する支援の強化を、必要に応じて、国家生物多様性戦略・行動計画（NBSAPs）に統合している生物多様性条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提出可能
ターゲット D6	2030 年までに、主要な経済と産業部門において、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略が策定・実施される。この戦略では、優先的に対処する懸念化学物質を特定し、バリューチェーンにおけるその影響を削減し、さらに実行可能な場合は、その投入を削減するために、基準及び例えばケミカルフットプリント・アプローチのような措置を特定する。
D6.1	ケミカルフットプリントなどのアプローチの採用を含め、GFC 実施プログラムに沿ったサステナブル・ケミストリーと廃棄物管理戦略を実施している企業の数、および主要な経済・産業セクターにおけるそれらの割合
ターゲット D7	2030 年までに、主体は、全ての関連部門及びサプライチェーン全体において、効果的な労働安全衛生の慣行と環境保護措置を確保するための措置を実施し、その努力をする。
D7.1	化学物質リスクに関連する最新の ILO 条約の批准数
D7.2	国の労働安全衛生（OSH）プロファイルを持つ加盟国の数
戦略的目的 E	増大した効果的なリソース動員、パートナーシップ、協力、能力形成及び全ての関連する意思決定プロセスへの統合を通じて、実施が強化される。
ターゲット E1	2035 年までに、各国政府は、全ての関連部門計画、予算及び開発計画と開発援助政策・プログラムにおける実施を通じて、化学物質と廃棄物の適正管理を主流化する。
E1.1	化学物質と廃棄物の適正管理を目的としたプログラム、プロジェクト、および活動に年間予算を割り当てている国の数
E1.2	省庁間、マルチステークホルダー、およびマルチセクターの開発援助の政策とプログラムの開発に向けた調整を促進するための運用メカニズムが整っている国の数
ターゲット E2	2030 年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を達成するために、部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークが強化される。

E2.1	国家の化学物質管理システムに統合された、マルチステークホルダー/マルチセクターのパートナーシップ、ネットワーク、または取り決めを持つ国の数
E2.2	IGO の下で、化学物質と廃棄物の適正管理を目指す他のパートナーやステークホルダーと共同で構築されたパートナーシップとネットワーク、そのメンバー、および成果の数
ターゲット E3	化学物質と廃棄物の適正管理の達成を支援するために必要な、あらゆる資金源からの十分で、予測可能かつ持続可能な資金が、民間資金の活用や革新的なブレンデッド・ファイナンススキームの促進によるものを含め、全ての主体によって、全ての部門において、枠組みのビジョン、戦略目的及びターゲットに沿って特定され、動員される。
E3.1	方針、セーフガード、または融資の枠組みに化学物質管理に関する基準を組み込んでいる多国間および国際開発銀行/開発機関の数
E3.2	化学物質関連の国際支援に国家予算を割り当てている国の数
E3.3	GFC の下で認識されている活動のタクソノミー（分類）を持つ国の数
E3.4	化学物質と廃棄物の適正管理のために動員された資金額
ターゲット E4	GFC 基金を通じたものを含む能力形成のために、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための資金ギャップが特定され、検討される。
E4.1	特定されたギャップに明示的に対処する、GFC 基金および/またはその他の主要な資金調達メカニズム（Special Programme、GEF、Specific International Programme、MEAs）から資金提供を受けたプロジェクトの数
E4.2	国の内部の化学物質と廃棄物資金調達メカニズムからの 100%の資金提供による、国家プロジェクト、イニシアチブ、および活動の数
ターゲット E5	2030 年までに、各国政府は、化学物質と廃棄物の適正管理にかかるコストを、様々なアプローチを通じて内部化するための政策を導入するための措置を講じる。
E5.1	ライフサイクル全体を通じた化学物質に関連する健康、環境修復、および/またはその他のコストに対処する、拡大生産者責任（EPR）などの民間部門向けのシステム、アプローチ、および/または手段を導入している国の数
ターゲット E6	2030 年までに、主体は、気候変動の解決策、生物多様性の保全、人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ又はプライマリー・ヘルスケアに関するもののような、その他の主要な環境・保健・労働方針と化学物質と廃棄物管理との間の相乗効果と関係性を特定し、必要に応じて強化する。
E6.1	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジまたはプライマリー・ヘルスケアを推進するための戦略、政策、プログラムに、化学リスク防止と環境保健の考慮事項を統合している国の数
E6.3	化学物質と廃棄物管理のアプローチに人権への配慮を統合しているステークホルダーの数

E6.4	化学物質と廃棄物管理を、主要な環境、健康、および労働政策に統合しているステークホルダーの数
E6.5	化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための関連行動を、a) 国家生物多様性戦略・行動計画（NBSAPs）、b) 国が決定する貢献（NDCs）、c) 国家適応計画（NAPs）に統合している国の数